

告発の概要

2022年10月12日

関電原発マネー不正還流事件告発弁護団

本告発は、関電のコンプライアンス委員会による2022年4月20日付の調査報告書で明らかになったA倉庫問題について告発するものです。

1 2007年4月から2018年3月までのA倉庫の高値賃借について

(1) 罪名、被告発人

- ・収賄罪：A氏
- ・贈賄罪：森詳介、森本浩志、八木誠
- ・特別背任罪：森詳介、森本浩志、八木誠

(2) 事案の概要

高浜町の元議員A氏（当時原発推進派議員¹）が、高浜町幹部とともに、関電に対して、自己の経営するA社の借金返済のために、A社の支援を要請し、関電は、この要請を受けて、2007年4月から2018年3月まで関電プラントを介してA社のA倉庫を相場より高い賃料で賃借し、その間の相場と実際の賃料額の差額がおよそ3億円超（別紙参照）にもものぼる事案である。

(3) A社の借金返済を考慮

2007年4月に当該高値賃貸借契約が締結された際に、A氏から関電の原子力事業本部の幹部等に宛てて作成された「証書」には、①本社工場等の一部（770㎡）を平成19年4月1日から平成20年3月31日まで、本社工場棟全部（1625㎡）を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（以降1年更新）関電プラントがA社から賃借することについて平成19年3月30日付で承諾（引用者注：関電の承諾と解される。）を得たこと、②銀行借入れの前倒し返済に努めること、③平成45年4月1日以降の賃借については解約されても異議を申し立てないことを約束することが記載されていた²。また2007年3月22日時点の関電と関電プラントの打合せ資料には、関係当事者のスキーム図としてA社から金融機関への返済という流れが記載されている。そのほか、A社における2007年4月以降の毎月の必要経費が記載された資料が残っていることや、関電はA氏の銀行からの

¹ 2022年4月20日付コンプライアンス委員会調査報告書151頁

² 同調査報告書68頁

新規借入やA社のメインバンク変更のために様々な協力を行っていたことに照らすならば、関電は、A社の銀行借入返済等の必要金額を勘案して倉庫賃借料を決定したと考えられる。

A倉庫に関して後に（2013年に）行われた国税調査対応にあたっていた経理室の担当者は、国税調査対応時に原子力事業本部現地に出向いた際、A氏の借金額から賃料を逆算したという内容のペーパーを見せられ、当該事実を大阪国税局に知られたら否認されるので、絶対に知られてはならないと認識したと述べている³。

（4）関電幹部らへの説明

2007年4月にA倉庫を賃借した際、原子力事業本部長（森本）、事業本部長代理（八木）、社長（森）向けの説明が行われている。本件は高浜町の幹部から持ち込まれた案件であることから、本来の決裁プロセスよりも上位に該当する原子力事業本部の上記幹部及び関西電力社長（森）に向けても説明が行われたとのことである⁴。これは、通常の契約とは異なる不正な契約（原発推進の議員活動の対価として不当に高値の賃料を支払う賃貸借契約）を締結するからこそ、被告発人らを含む上層部へ報告し、異例な契約について了解を得たと考えるのが合理的である。特に説明を要するのは、高浜町の幹部の要請に応じることによる関電のメリット（原発の工事・再稼働を推進するための議員活動をしてもらえること）、賃料がなぜ相場よりも何倍も高額なのか（A社の借金返済の救済のために高額となっていること）である。これらが説明された上で、被告発人らを含む上層部の了解を得たものと考えるのが合理的である。

また、当該「証書」からは、上述のとおり、関電がA社の借金返済のためにA倉庫を平成45年4月1日までの超長期にわたって賃借することの約束がなされたことが読み取れる。このような超長期（約26年間）にわたって不当な高値で賃借することについても、当然に、被告発人らを含む上層部の了解を得たと考えるのが合理的である。

（5）A氏の発言

その後、2017年に関電がA倉庫の賃料減額交渉をした際に、A氏が、後述（2（3））のとおり「以前に証書を出しており、平成45年まで現在の金額で借りてもらえると考えていたこと、（賃料が）1/3となればA社が倒産してしまい、そうなれば、議員活動は続けられないことなどを主張した上、自分が**〔高浜町議会における役職名〕の時に、議会で1、2号の了解を

³ 同調査報告書145頁

⁴ 同調査報告書67頁

とるようにしたいと考えているなどとのめかして、賃料の減額に反対した。」⁵とコンプライアンス委員会は認定している。

この発言は、これまでどおり相場よりも高い賃料を支払ってくれば、A氏は高浜町議会で高浜原発の再稼働を推し進める議員活動をする旨を表明している発言であるといえる。裏を返せば、賃料減額の話が出る以前も、A氏が高浜町議会で高浜原発を推し進める議員活動の対価として、A社の借金返済のために相場より高い賃料の支払いを受けていたものと解される。

(6) 小括

これらを受けて、本件告発状では、①A氏については収賄罪、②森詳介（2007年当事社長）、森本浩志（2007年当時原子力事業本部長）、八木誠（2007年当時原子力事業本部長代理）については贈賄罪及び特別背任罪で告発している。

2 2018年3月の賃料減額分の補填としての高値土砂処分工事発注について

(1) 罪名、被告発人

収賄罪：A氏

贈賄罪：豊松秀己、森中郁雄、鈴木聡

特別背任罪：豊松秀己

背任罪：森中郁雄、鈴木聡

(2) 事案の概要

関電は、高浜町の幹部及びA氏の要請を受けて、上述のとおり2007年4月からA氏が代表取締役であるA社のA倉庫を不当に高値で賃借していたところ、国税庁の指摘を受けて、2018年3月にA倉庫の賃料を減額し、その分の補填としての高値土砂処分工事をA氏の親族が営むB社に発注し、不当に利益を供与した事案である。

(3) A氏の発言—議員活動の対価としてのA倉庫の賃料

関電は、大阪国税局からの指摘を受けて、2017年にA倉庫の賃料減額交渉をした際、高浜原発幹部が、A氏と個別面談したところ、A氏は、上述(1(5))のとおり、賃料減額をされると議員活動ができなくなることを主張し、高浜町議会で（高浜原発）1、2号の了解をとるようにしたいと考えているなどとのめかして賃料の減額に反対した。この発言は、これまでどおり相場よりも高い賃料を支払ってくれば、A氏は高浜町議会で高浜原発の再稼働を推し進める議員活動をする旨を表明しているといえる。なお、こ

⁵ 同調査報告書81頁

のときの面談内容は、原子力事業本部長（豊松）、事業本部長代理（森中）を含む関電関係者に共有されている⁶。

（４）賃料減額分の補填—高値土砂処分工事の発注

関電は、賃料減額交渉においてA氏から強い抵抗を受けた結果、本来であればB社を含む地元業者が約2380円/m³前後の相場で受注していた土砂処分工事を、3400円/m³（本件スキームから吉田開発を介さずに直接発注した場合の単価）で、A氏の親族が経営するB社に対して発注することとし、それをもってA社及びA氏から賃料減額の了解を取り付け、元請（ゼネコン）からの直接発注という形でB社に対して土砂処分工事を発注しており、その発注単価の差額（約1020円/m³）を不当に利益供与している。

B社は、発注に至る交渉の中で、関電の幹部に対して、「土砂処分だけでは、整地費用などもかかることから、土砂処分だけではA社を支援できない。土砂運搬も含めて発注いただきたい。そうすれば、トータルの費用の中でA社を支援できる」⁷と述べており、その後関電はB社への発注を実施していることから、B社への発注がA社の支援になることをB社も関電側も当然の前提としていると解される。

（５）被告発人らの関与

コンプライアンス委員会は、「2017年以降のA社との賃料減額交渉に当たっては、A氏との面談結果等については原子力事業本部長（豊松氏）、事業本部長代理（森中氏）を含む原子力事業本部の幹部に対して報告され、代替策を検討するための各種会議にも原子力事業本部長（豊松氏）、事業本部長代理（森中氏）らが出席していること、土砂部会においても代替策の検討が行われていたことが認められる。」と認定している。

（６）小括

これらを受けて、そもそもA社に対して支払っていた賃料額が過大であり、その減額にあたり代替策を提案する必要もなかったのに代替策として土砂処分工事の高値発注をすることでA氏に不当な利益を供与していることから、①A氏については収賄罪、②豊松秀己（20017年当時原子力事業本部長）、森中郁雄（2017年当時原子力事業本部長代理）、鈴木聡（2017年当時原子力事業本部副事業本部長）については贈賄罪及び特別背任罪（又は背任罪）で告発している。

⁶ 同調査報告書81頁

⁷ 同調査報告書83頁

下表は、関電がA社のA倉庫を賃借するために関電プラントへ支払った賃料（①）と相場の賃料の差額を示すものである。関電プラントがA社へ支払った賃料、すなわちA社が受け取る利益は、①から関電プラントが負担するフォークリフト代（金額は不明）を差し引いた金額から相場の賃料額を差し引いた金額になると考えられる。つまり、①から②を差し引いた金額より少し低額になると考えられる。

| | ①実際の賃料 (関電から関電 プラントへ支払 った賃料) | ②相場 | 差額 (①－②) |
|-----------------------|---------------------------------------|--|---|
| 2007年4月から 2008年3月 | 年額2400万円 (770 m ²) | 約758万円 ⁸ (770 m ²) | 1642万円 |
| 2008年4月から 2009年3月 | 年額約5070万円 (1625 m ²) | 年額約1600万円 (1625 m ²) | 3470万円 |
| 2009年4月から 2013年10月 | 年額約5070万円 (1625 m ²) | 年額約1600万円 (1625 m ²) | 約1億6193万円 (3470万円×4年 +3470万円×8か 月) |
| 2013年11月から 2018年3月 | 年額約4800万円 | 年額約1600万円 (1625 m ²) | 約1億4133万円 (3200万円×5か 月+3200万円×4 年) |
| | | | 合計 約3億5438万円 |

⁸ 1625 m²で賃料年額1600万円との相場（甲4・146頁）に基づき、770 m²の場合の賃料年額を算定した。